

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「自然と共生し環境を基調とするまちづくり」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県紫波郡紫波町

3 地域再生計画の区域

岩手県紫波郡紫波町の全域

4 地域再生計画の目標

紫波町は岩手県のほぼ中央、県都盛岡市から南におよそ20km、花巻市との中間に位置し、自然環境、社会環境ともに恵まれた町である。

町は、大別して中央部、東部、西部に区別されており、総面積239.03平方km、総人口34,564人（平成17年3月31日現在）を有している。

中央部は、北上川が豊かな水をたたえて南流し、官公署と商店街が集まって中心街を形成している。近年は、宅地開発が進み、急激な人口の集積により、都市化が進んでいる。また、東部地域は、北上高地に抱かれた丘陵で、畑作や果樹の生産が盛んである。そして、奥羽山脈のすそ野に広がる西部地域は、水田を主体として、野菜や畜産などを取り入れた経営の複合化が進んでいる。

このような環境のもとに、西部では国営山王海ダムかさ上げ工事を完工するなど、農業基盤整備や集落排水事業が進んでいる。中央部では紫波中央駅を中心とした都市計画事業や公共下水道の整備、東部では佐比内の峠の駅をはじめ、赤沢の道の駅、彦部、長岡に産地直売施設が整備されてきている。

基幹産業は農業であり、北上川流域の肥沃な耕地を中心に、全国屈指の出荷量を誇る「もち米団地」をはじめ、稲作を主体として畜産・果樹・野菜の複合型経営により発展を遂げている。

しかし、経済の高度成長期を経て生活様式の多様化による生活排水や工業排水の増加等による水質悪化が問題となり、自然環境や農作物への影響が懸念されるようになってきた。

このため、昭和61年度から公共下水の供用を開始し、その後、農業集落排水事業や浄化槽整備事業により、生活排水処理に取り組んできたが水質汚濁や悪臭、農作物に係る影響等、依然として生活排水に起因する問題が発生している。このような生活排水問題については、最近になり社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきた。

また、北上川流域には、水道事業により北上川の伏流水を水源地として利用してい

る施設が本町だけでも 2 箇所あり、さらに下流の市町村にも北上川に依存している水源地が多数点在している。

したがって、北上川上流に位置する本町が、北上川の水質を保全する責務は重大であり、生活排水の処理施設整備を進めていくことの事業効果は、本町のみならず下流域の市町村にも及ぶところが大である。

このような社会的背景を踏まえ、生活排水を適切に処理することが急務となっており、町民に対し生活排水対策の必要性等についてより一層の啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質改善を図ることのみにとどまらず、河川や小川に清流がよみがえり、蛍が飛び交い、カジカやヤマメが泳ぎ回る、清冽な川の復活を目指す。

また、全国屈指の出荷量を誇る「もち米団地」であるとともに、産地直売施設が数多く設置されていることから、環境にやさしい農業の推進に取り組み、安全で安心な農産物の産地としてのイメージアップを図り、自然環境と共生し、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率を 70.8% から 85% に向上）

(目標 2) 環境関連産業を創出する（産地直売施設 8 箇所を 10 箇所にする。）

(目標 3) 町民主体の環境学習の推進（地域環境学習組織 3 団体を 10 団体とする。）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道は、紫波町公共下水道として位置づけられており、昭和 54 年 2 月に本町中心部の 173 ha (6,870 人) で事業認可を受け、現在までに 9 回の変更認可を経て 805 ha (20,400 人) まで事業認可区域を拡大し、生活環境の改善が急がれる本町中心部及び周辺部を含む区域を鋭意に整備を進めてきた。今後は引き続き南日詰、北日詰第 1 、平沢、高水寺処理区の整備を促進し、生活環境の改善を図る。

一方、農業集落地域の環境整備を図る農業集落排水は、昭和 48 年度県営農村基盤整備パイロット事業により事業採択され、昭和 63 年度に事業着手した山王海地区ほか 4 地区が完成している。現在、上平沢地区が事業実施中であり、管渠及び処理施設を整備し農業集落の生活環境の改善、水路や河川の環境整備を推進する。

また、その他家屋の点在する集合処理区以外の地域については、個人設置型浄化槽事業に加え、新たに PFI を活用した市町村設置型浄化槽事業により環境整備の推進を図る。

以上の「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」の汚水処理 3 施設で町内全域を網羅し、相互に連携を図りつつ、目標達成に向け事業を展開する。

5－2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道 …… 平成20年4月に事業認可
- ・農業集落排水 …… 平成15年3月に事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】

- ・いずれも紫波町

【施設の種類】

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

【事業区域】

- | | |
|--------------|---|
| ・公共下水道 | 日詰、古館、赤石地区 |
| ・農業集落排水施設 | 上平沢地区 |
| ・浄化槽（市町村設置型） | 全域（公共下水道及び上平沢地区以外の農業集落排水施設整備区域を除く） |
| ・浄化槽（個人設置型） | 公共下水道事業未認可区域及び農業集落排水事業整備地区のうち未採択地区で7年以上整備の見込めない地区 |

【事業期間】

- | | |
|--------------|-------------|
| ・公共下水道 | 平成18年度～22年度 |
| ・農業集落排水施設 | 平成18年度～20年度 |
| ・浄化槽（市町村設置型） | 平成19年度～22年度 |
| ・浄化槽（個人設置型） | 平成19年度～22年度 |

【整備量】

- | | | |
|-----------|------------|---------|
| ・公共下水道 | φ200 | 5,800m |
| | 単独事業分 φ200 | 5,400m |
| ・農業集落排水施設 | φ150～200 | 20,500m |
| | 単独事業分 φ150 | 3,800m |
| | 処理場 | 1カ所 |
| ・浄化槽 | 349基 | |

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- | | | |
|-------------|------------|--------|
| 公共下水道 | 日詰、古館、赤石地区 | 1,318人 |
| 農業集落排水施設 | 上平沢地区 | 2,695人 |
| 浄化槽（市町村設置型） | | 1,208人 |
| 浄化槽（個人設置型） | | 55人 |

【事業費】

・公共下水道	事業費	5 8 4, 0 0 0 千円
	(うち、交付金	2 9 2, 0 0 0 千円)
	単独事業費	4 2 8, 7 0 4 千円
・農業集落排水施設	事業費	2, 1 8 1, 8 0 2 千円
	(うち、交付金	1, 0 9 0, 9 0 1 千円)
	単独事業費	3 3 0, 5 0 0 千円
・浄化槽（市町村設置型）	事業費	3 0 5, 7 2 0 千円
	(うち、交付金	1 0 1, 9 0 6 千円)
・浄化槽（個人設置型）	事業費	5, 7 9 1 千円
	(うち、交付金	1, 9 3 0 千円)
合 計	事業費	3, 0 7 7, 3 1 3 千円
	(うち、交付金	1, 4 8 6, 7 3 7 千円)
	単独事業費	7 5 9, 2 0 4 千円

5－3 その他の事業

・交流によるまちづくり事業

町内の畜産農家から提供される畜糞と事業所から排出される食品残渣を原料に生産された高品質の堆肥を使用してつくられた、安全で安心の農産物を全国に発信し、ブランド化を目指し、環境産業の創出を図る。

・環境学習のまちづくり事業

地域の個性を自覚し、自然環境・文化を知り、地域独自の生活を日常的に創り上げ、環境保全・継承への意識を醸成し、地域環境学習組織の育成を図る。

6 計画期間

平成18年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らして状況を評価し、公表する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、紫波町汚水処理施設整備計画と照らし、施設整備の状況について評価、検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし